

# UNION PRESS

2009 年 1 月, No 2 9

## 大学当局提案の学年暦案を是正させました！

ご承知のとおり、大学当局は、すでに決定されていた来年度の学年暦を変更する案を 1 月 1 5 日の全学運営会議に提案しました。しかし、**教職員組合と学部・理工学研究科過半数代表**は、大学当局がこの案を労働側には事前説明も協議もないまま決定しようとしていることを問題視し、また、その内容も 3 6 協定に違反する重大な問題のあるものであるため、急遽、大学当局に学年暦案を是正するよう申し入れ、1 月 2 8 日、問題点を是正させました。

大学当局の提案した学年暦案には、次の重大な問題がありました。

### 1 3 6 協定に違反していること

大学当局が提案した学年暦案は、就業規則や労使協定の 3 6 協定で休日と取り扱われる土曜日（7 月と 1 月）に授業や補講を設けています。

他方、本学の「労働時間、休暇等に関する規則」（本学の就業規則の関係規程）は、「業務上の必要がある場合には、労基法第 3 6 条の規定に基づき労使協定の定めるところにより、教職員に所定の労働時間以外の時間又は休日に労働を命ずることがある」（7 条）とし、これに基づき、本学労使間で合意された 3 6 協定は、第 3 条において、大学当局が教職員に対して休日労働を命じることができる場合について、教員にあっては、入試業務のみに、職員にあっては、入試業務、季節的業務、災害にかかわる臨時的業務及び急を要する業務処理に限っています。

つまり、3 6 協定は、大学当局が教職員に対して休日である土曜日に業務を命じることができるのは、同協定に列挙されているそれらの業務に限っており、授業や補講は、それらの業務には該当しません（授業や補講は、入試業務、季節的業務、災害、急を要する業務のいずれにも該当しません）。もし、大学当局が学年暦案に基づいて授業や補講を土曜日に命じるならば、それは、3 6 協定に違反して命じることになり、ひいては、休日労働を命じる事項を 3 6 協定に委任した「労働時間、休暇等に関する規則」、さらにはその本則である就業規則にも違反することになります。したがって、教職員組合と学部・理工学研究科過半数代表は、大学当局に対して直ちに学年暦案を 3 6 協定等に違反しないよう是正することを要求しました。

その結果、大学当局も、労働側の要求を受け入れ、授業や補講を土曜日に設けないこととし、

それらの授業や補講を平日に設けることに変更しました。

また、これまで大学当局は、オープンキャンパスを実施してきましたが、それも、休日にかかって実施され、休日出勤が命じられています。ところが、これを現在の36協定が許容する入試に関する業務と解するにはやや無理があり、問題のないよう、6月の36協定の更新時に、オープンキャンパス業務を、休日に業務を命じることができる業務として追加することを労使間で合意しました。

### 【労働側申入れ文書：指摘した問題点―抜粋―】

#### (1) 36協定に違反する内容のものであること

現在の36協定は、昨年12月19日に締結したばかりであるが、同協定第3条によれば、大学が教職員に対して休日労働を命じることができる場合は、教員にあっては、入試業務のみに、職員にあっては、入試業務、季節的業務、災害にかかわる臨時的業務及び急を要する業務処理に限っている。授業や補講は、いずれもこれらの業務に該当しないことは明白である。

したがって、大学当局…が今回突如提起した学年暦案のように、休日である土曜日に授業や補講を設定し、その日に休日労働を命じることが、36協定に違反するものであり、同協定に基づき休日労働を命ずるとする就業規則にも違反するものである。

また、36協定は、第10条において、「本協定に違反する恐れがあると認める場合は、本協定の有効期間中であっても、……破棄することができる」としているもので、もし、大学当局が今回提起した学年暦案を決定するならば、この第10条に明らかに該当する事態となり、過半数代表としては、直ちに36協定を破棄できることになる。

#### (2) これまでの労使双方による残業や休日労働の削減努力に反すること

労使でこれまで残業や休日労働の可能限度時間・日数を削減することを確認書で確認してきたところであり、それは、労働側と大学当局…との間で、この2年間最も腐心してきた取り組みである。大学当局…の今回提起した学年暦案は、そのことを顧みないものであり、こうした労働側と大学当局…との間で腐心してきた取り組みを突き崩すことをいとわない学年暦案は一体何なのかと嘆かざるを得ない。

## 2 労働側に何の説明も協議もなかったこと

休日労働は、労働条件そのものです。36協定や就業規則あるいは労働基準法は、そうした休日労働に厳しい制約を設けているのであり、大学当局は、学年暦案が休日に授業や補講を設けるものになっているものならば、本学の36協定や就業規則に違反しないものとなるよう、労働側と協議をしなければなりません。それを怠ることは、大学当局が労働基準法に基づく秩序を当然遵守すべきことからして、許されません。したがって、教職員組合と学部・理工学研究科過半数代表は、こうしたことが二度と生じないよう、再来年度の学年暦について、大学当局が労働側にきちんと説明し、十分協議するよう強く求め、大学当局もそうすることを約しました。

発行元：埼玉大学教職員組合

Tel&Fax 048. 853. 5609 (内 3160)

E-mail:saidaikumiai@hotmail.co.jp

HP: <http://19.pro.tok2.com/~saidaikumiai/>

組合事務室は生協第二食堂内(理髪店『PONO』お隣)月～金、午後12時～5時開室